



中津市監査委員告示第 15 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、令和 2 年度財政支援団体監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 2 年 9 月 29 日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

財政援助団体監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
公益社団法人中津市シルバー人材センター	左記の財政援助団体が令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務	令和2年8月19日～令和2年9月29日
荒瀬井堰土地改良区		

2. 監査を実施した監査委員

永松 末利 ・ 林 秀明

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、交付額及びその時期、方法、手続きは適正であるか、財政援助団体への指導監査は適切に行われているか、また、財政援助団体における支出の会計経理は適正か、領収書等の証拠書類の整備は適切か、補助事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果が挙げられているか等に重点をおき監査を実施した。

5. 監査の結果

財政的援助に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各事業は公益性、公平性、有効性があり事業計画及び補助金交付条件に沿って実施され、公益事業として一定の効果を示し、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和2年10月28日（水）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、財政援助団体を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて交付団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【公益社団法人中津市シルバー人材センター】

(1) 補助金等名 中津市シルバー人材センター補助金

(2) 所管部局・課 福祉部介護長寿課

(3) 財政援助の目的

当補助金は、高齢者の臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務に係る就業及びその他の社会参加活動を推進し、活力ある地域社会づくりに寄与する事業に要する経費の一部を補助することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図ることを目的としている。

(4) 事業の概要

I. 事業費 233,412,927円

II. 事業内容

シルバー人材センターの事業について、①会員増への取り組みとして、旧下毛地域での出前入会説明会などを開催。②安全適正就業を徹底するため、熱中症予防講習会など各種講習会を開催。③派遣事業の拡大を図るため、ホームページでのPRや女性就業会員の研修会を開催。④社会貢献活動の推進のため、交通安全早朝啓発活動などのボランティア活動の参加。これらの事業を実施し、高齢者の知識・経験に応じた就業や社会奉仕の活動機会を確保・提供し、高齢者福祉の増進を図った。

III. 財政援助額 9,251,000円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①シルバー人材センターの財務規程では、10万円以上の契約は、2者以上の見積書を徴することとなっているが、印刷製本費について、複数者の見積り執行や請書の作成をしておらず、1者の見積り執行であった。
複数者の見積り執行による経費節減など、契約事務の見直しを求める。

②補助金交付要綱では、実績報告書に収支決算書を添付することとなっているが、収支決算書は提出されておらず、国庫補助金精算額調書を提出している。

補助金交付要綱に基づく収支決算書の提出を求める。

③補助金交付要綱では、消費税額を除いた金額を補助対象経費とすることとなっているが、実績報告書の補助対象経費に、印刷製本費や通信運搬費などの消費税額が含まれた金額となっている。

実績報告書の収支決算書を作成し、補助対象経費の修正を求める。

(要望事項)

④県内のシルバー人材センターの会員の男女比率を比較してみると、中津市シルバー人材センターは、他市に比べ女性会員の比率が低いため、女性をターゲットとした会員勧誘や女性向けの業務の受注促進についての検討を望む。

また、魅力あるユニホームの検討も望む。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①実績報告書の収支決算書を提出させておらず、各事業の予算額及び決算内容の確認が不十分である。

実績報告書の添付書類について、収支決算書の提出を求め、実績報告書の内容を十分審査し、補助金の額の確定を行うことを求める。

②補助金の額について、補助金交付要綱第3条4項に、「高年齢者就業機会確保事業に基づく補助額とする。」と規定されているが、国庫補助金は9,249,000円で市補助金は9,251,000円で2,000円の差がある。

補助金の額について、要綱のとおり国庫補助金と同額とするよう求める。

(要望事項)

③女性会員の募集について、女性の方が行きやすい、登録しやすいような窓口づくりや職域の拡大など、中津市シルバー人材センターの会員確保への支援強化を望む。

また、旧下毛地域の会員増強と地域活性化のため、旧下毛内支所に1カ所シルバー人材センターの支店を設けることも望む。

【荒瀬井堰土地改良区】

(1) 補助金等名 荒瀬井堰土地改良区補助金

(2) 所管部局・課 商工農林水産部耕地課

(3) 財政援助の目的

当補助金は、荒瀬井堰土地改良区が実施する水路通水に係る事業に要する経費の一部を補助することにより、荒瀬井堰土地改良区水系の通水を円滑に行い、維持管理の充実を図ることを目的としている。

(4) 事業の概要

I. 事業費 233,697,457円

II. 事業内容

荒瀬井堰土地改良区管内の水路改修や維持補修、用水路清掃を実施し、かんがい排水施設などの維持管理の充実により、用水の安定的な供給と農業生産性の向上を図った。

III. 財政援助額 16,443,000円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

① 交付申請書の事業計画書について、一般会計の維持管理費は実施内容が記載されているが、水路整備費の12,500,000円については、実施内容の記載がない。

事業計画書に、水路整備費の内容がわかる実施計画書の作成及び添付を求める。

② 補助金交付要綱第11条に実績報告には、経費明細書や完成写真を添付することとなっているが、一部の地区の水路清掃について、実績報告書には、領収書と位置図だけで、実施場所や実施日、人数、写真などの添付がなかった。

各地区から水路清掃について、実施場所や実施日、人数、写真などの報告書の提出を求める。

また、水路清掃費用を定額支給する根拠として、内規を定めるなど検討を求める。

③ 通水管理人手当及び今津スライド転倒ゲート維持管理費についても、領収書だけであったため、管理場所や実施日など業務についての報告書の提出を求める。

また、管理費用を定額支給する根拠として、内規を定めるなど検討を求める。

④ 各地区の樹木伐採について、実績報告書には、領収書と写真、位置図だけで、伐採経費の内訳がわからなかった。

業者の見積金額より、各地区で実施する方が安価であったとの説明があったが、業者の見積書を書面で受領し、各地区で実施した経費の内訳書など報告書の提出を求める。

⑤一部の水路整備工事について、完成写真に日付が記載されていないため、工事の実施期間が不明確である。

また、完成後の現地確認を区長又は理事が行っているようであるが、確認日や立会者の記録がない。

工事写真等に日付の記載を求める。

また、完成後の検査や現地確認について、確認日の記載や立会者の押印など検討を求める。

⑥一部の水路整備工事について、入札を行わず、1者見積りの契約があった。

荒瀬土地改良区理事長専決事項規程等を順守し、複数者の入札執行による経費節減を求める。

⑦水路整備工事等を行った個所について、工事完了後の図面での管理や土地改良施設台帳にも記載がないため、荒瀬井堰土地改良区会計細則第41条に基づき、土地改良施設台帳を作成するなど適正な管理を行うよう検討を求める。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①交付申請書の事業計画書について、一般会計の維持管理費は実施内容が記載されているが、水路整備費の12,500,000円については、実施内容の記載がない。

補助金交付決定について、交付申請書の内容を十分審査し、交付決定することを求める。

②補助金の額の確定は、実績報告書の内容等を適確に審査したうえで行わなければならないが、添付書類の一部に不足が見受けられた。

今後は、添付書類について、必要に応じて、契約書等関係書類の提出を求め、実績報告書の内容を十分審査し、補助金の額の確定を行うよう求める。

③耕地課は、荒瀬井堰土地改良区補助金16,200,000円と荒瀬井堰土地改良区補助金（三光地区）243,000円の2つの補助金を荒瀬井堰土地改良区に交付している。

補助金の事業内容も同じものであるため、2つの補助金交付申請を1つにまとめるなど、補助金の交付事務の効率化を求める。

④荒瀬井堰土地改良区と常に連携をとり、中津市補助金交付規則や補助金交付要綱を遵守させることを求める。